

令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会

事業計画書

① 法人本部	1 P
② 障害児入所施設わかふじ寮	7 P
③ 放課後等デイサービス事業所わかふじ	17 P
④ 相談支援事業所わかふじ	25 P
⑤ 障害者支援施設レジデンスわかふじ	29 P
⑥ 障害者支援施設わかふじ寮	39 P
⑦ 多機能型事業所四万十工房	51 P
⑧ 生活介護事業所ごり工房	61 P
⑨ 共同生活援助事業所ぼっちり村	71 P

令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：法人本部事務局

令和3年度 法人本部 事業計画書

昨年は、世界中が新型コロナウイルスにより大変な1年でありました。

令和元年12月に中国の湖北省・武漢で確認されたこのウィルスは瞬く間に地球規模で広がり、日本においても令和2年1月に初の感染者が出たのを皮切りに、豪華客船内での感染や大都市での爆発的な感染によりクラスターが発生するなど、今なお危機的な状況となっております。

高知県においては、2月29日に第1例の患者が発表され、8月には高知市の知的障害者支援施設においても15日から19日の間に、入所者11名と職員6名が感染するという大変な事態となりました。幸いなことに死者が出ることなく、その後も新規感染者が出なかったことは、関係者各位のご努力のたまものであると称賛いたしております。

当法人においては、令和2年3月6日に職員に対して体温の測定やマスクの着用等感染症対策の通知を発出し、また、ご家族の皆様に対しましても、居住区域への入室禁止、面会場所の指定及び外泊の自粛等々によりご協力をお願いしてまいりました。

お陰様で現在のところ体調を訴える利用者も職員もいませんが、なお万全を期す必要があると判断し、令和3年2月1日からの外泊とご家族との外出及び面会を15日まで中止させていただくなど、さまざまな感染症対策を講じ、今なお感染症対策は継続いたしております。

今後も引き続き感染防止対策に努めるとともに、1日も早い終息を願っております。

さて、昨年度は古津賀地区の大規模施設改修を行い、12月から障害児入所施設わかふじ寮の定員を10人に変更し、成人施設である障害者支援施設レジデンスわかふじを20人の定員として事業を実施しております。

さらに今年度は、障害者支援施設わかふじ寮の定員を40人に変更することにより収益率の向上に取り組み、法人の安定経営に努めてまいります。

しかし、利用者の減少等による収入減の財政面、支援力を含めた人材面ともに経営の安定化には問題が山積しており、今年度も引き続き協議検討を重ね、更なる安定経営を目標に事業改革を進めてまいります。

【 法人が運営する事業所及び事業内容 】

古津賀 拠点	事業所名	障害児入所施設 わかふじ寮
	事業種別 及び定員	・福祉型障害児入所施設 定員： 10 名 ・短期入所事業 定員： 4 名 ・日中一時支援事業 定員： 若干名
	住所	四万十市古津賀 1801-1
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091
	事業所名	放課後等デイサービス事業所 わかふじ
	事業種別 及び定員	・指定放課後等デイサービス 定員： 10 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091
	事業所名	相談支援事業所 わかふじ
	事業種別 及び定員	・基本相談支援 ・地域相談支援 ・計画相談支援 ・障害児相談支援
	住所	四万十市古津賀 1801-1
	TEL / FAX	0880-35-4094 / 0880-35-4091
古津賀 第二 拠点	事業所名	障害者支援施設 レジデンスわかふじ
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援） 定員： 20 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091
蕨岡 拠点	事業所名	障害者支援施設 わかふじ寮
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援） 定員： 53 名 ・短期入所事業 定員： 3 名 ・日中一時支援事業 定員： 若干名
	住所	四万十市蕨岡甲 6451-2
	TEL / FAX	0880-32-1177 / 0880-32-1888
岩田 拠点	事業所名	四万十工房
	事業種別 及び定員	・就労継続支援 A 型事業 定員： 10 名 ・生活介護事業 定員： 10 名
	住所	四万十市岩田 230-10
	TEL / FAX	0880-31-0446 / 0880-31-0447
	事業所名	ごり工房
	事業種別 及び定員	・生活介護事業 定員： 20 名
	住所	四万十市岩田 230-21
	TEL / FAX	0880-31-0446 / 0880-31-0447
	事業所名	ぼっちり村
	事業種別 及び定員	・共同生活援助事業 定員： 44 名
	住所	四万十市岩田 143-4
	TEL / FAX	0880-34-9380 / 0880-34-5880

1. 重点目標

(1) 経営改善の取り組み

- ① 新型コロナウイルス感染対策の徹底
- ② 虐待防止委員会の設置に向けた取り組み
- ③ 保護者等への成年後見制度の情報提供
- ④ 保護者等とのコミュニケーションの構築

(2) 人事管理

- ① 有資格者、福祉経験者、新卒者を対象とした定期採用試験の実施
- ② 準職員・臨時職員の正職員採用試験の実施
- ③ 職員の適材適所配置、必要に応じた定期人事異動の実施
- ④ 他法人との職員交流によるスキルアップの促進
- ⑤ 各種研修への参加・法人内研修の実施
- ⑥ ストレスチェックの実施
- ⑦ 自己評価の実施

(3) 法人の情報発信

- ① ホームページへの最新情報更新作業
- ② 利用者家族に向けた事業説明会

2. 工事関係（固定資産）

施設の老朽化や安全対策など課題克服のため、今年度は以下の工事を実施する。

事業所名	工事内容
放課後等デイサービス	南棟1階トイレ改修工事
生活介護事業所　ごり工房	①多目的室及び更衣室、相談室の増設工事 ②汚物槽移設工事
共同生活援助所　ぼっちり村	①あおい荘配電盤取り換え工事 ②あおい荘駐輪場新設工事
障害者支援施設　わかふじ寮	一丁目男子トイレ増設工事（2基）

3. 理事会等の年間日程

開催月	内 容	提 要
5 月	令和 2 年度 決算監査	
6 月	令和 3 年度 第 1 回理事会	令和 2 年度 事業報告・決算
	令和 3 年度 定時評議員会	令和 2 年度 事業報告・決算
9 月	令和 3 年度 第 2 回理事会	第 1 次補正予算
	令和 3 年度 第 1 回臨時評議員会	第 1 次補正予算
12 月	令和 3 年度 第 3 回理事会	第 2 次補正予算
	令和 3 年度 第 2 回臨時評議員会	第 2 次補正予算
3 月	令和 3 年度 第 4 回理事会	第 3 次補正予算 令和 4 年度 事業計画・予算
	令和 3 年度 第 3 回臨時評議員会	第 3 次補正予算 令和 4 年度 事業計画・予算

4. 研修会・活動等

内 容	提 要
ワーキング会議	必要に応じて開催
職員啓発研修	拠点ごとに開催
3 年以内の職員との対話会	拠点ごとに開催
保護者等との意見交換会	拠点ごとに開催
人財確保活動	年間
土岐神社管理	年間

令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：福祉型障害児入所施設 わかふじ寮

事業種名：福祉型障害児入所施設

短期入所事業

日中一時事業

令和 3 年度 障害児入所施設わかふじ寮 事業計画書

1. 事業の実施概要

「指定福祉型障害児入所施設」は、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うと示されています。対象年齢は3歳～18歳で、主に知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害を含む）を入所させ、保護及び養育し、自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。

2. 療育の基本方針

障害児入所施設の根拠となる法律は児童福祉法です。児童福祉法は、1947（昭和 22）年に、戦災孤児などの福祉を守るために制定されました。しかし、その趣旨を国民一人ひとりに理解させることができなかったため、1951（昭和 26）年に児童憲章を制定し、平易な文章で、国民に児童の基本的人権を尊重することを分かりやすく宣言しました。その前文には、児童の福祉の理念が、次のようにまとめられています。

児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、良い環境の中で育てられる。

私たちは、この理念に則り、その先の青年期以降、自分を是とし、人を信頼し、心豊かに生きていけることを真に願って、子どもを大切に育てます。

3. 【令和 3 年度の重点課題】

(1) 持続可能な経営基盤の構築

令和 2 年 12 月に大規模改修工事を終え、定員 18 名から定員 10 名に変更しました。定員変更前は障害児入所施設が主体でしたが、定員変更後は障害者支援施設が主体となります。そのことにより、措置児童の保護単価の減額、職員定数の変更など、経営に大きく影響する事柄があります。空床の解消や職員配置の見直しを図り、経営の安定化を目指します。平成 29 年 8 月から休止している日中一時支援事業と短期入所事業についても、法人内でしっかり協議し、市町村や関係機関と相談しながら本年度内の再開を目指します。

また、近年の入所児童数の変遷を振り返りますと、措置制度であった平成 10 年は 26 名、障害者自立支援法が施行された平成 18 年は 18 名、障害者総合支援法が施行された平成 25 年は 15 名と減少傾向が顕著です。（平成 26 年、重度障害児や他県からの受け入れやで一時的に増えた経緯あり）少子化に加え、ノーマライゼーション理念の浸透、地域社会における共生の実現の推進等により、障害児の家庭養育が主流となりつつあります。一方で、家庭養育で対応できなくなった重度障害児の入所希望は減っていないのが現状です。

今後の障害児入所施設に求められる役割や担うべき機能についてしっかり考察し、5 年 10 年先のわかふじ寮がどうあるべきか方向性を見定める必要があります。

(2) チーム療育の推進と専門性の向上

入所児童の障害の程度は、療育手帳の軽度から最重度まで幅広く、身体障害を重複している子どももいます。自閉症児で強度行動障害を呈する子どももいます。子どもの特性や課題に合わせた個別的な療育が求められます。個別支援計画に沿った一貫性のある指導や療育に努めます。

強度行動障害を呈する自閉症児がひとたびパニックを起こすと、その時の活動や日課が大きく乱れ、他児の情緒にも影響します。自閉症児本人にとっても苦痛を伴います。当該児童が穏やかに過ごせることが、寮全体の穏やかさにつながります。自閉症の特性をよく理解し、適切で効果的な療育ができるように、専門アドバイザーの助言を取り入れたり自閉症研修を受講したりして、自閉症支援のスキルを高めます。

4. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

5. 療育内容

(1) 療育部門

- ・私たちが関わる子どもの多くは知的障害です。個々の子どもの能力に合わせ、子どもが理解できる言葉やゼスチャーや絵カードなどのコミュニケーションツールを用いて、心も体も成長できるように努めます。
- ・障害の程度が中軽度の子どもは、規則正しい生活の中で、自分で考え、自分で行動できる子どもに育てます。障害の重たい子どもも、援助を受けながら、生活を楽しみ、意思表示ができる子どもに育てます。
- ・子どもや保護者との信頼関係をつくりながら、子どもの障害特性や発達課題、困り感を的確にとらえ（アセスメント）、集団生活の利点を生かして子どもの成長を促すチーム療育を実施します。評価が偏らないように、客観的データが収集できるように工夫します。
- ・不適切支援や虐待につながりやすい自閉症支援のスキルを高めます。本年度も専門アドバイザーの田村先生を招聘し、自閉症基礎研修やケース検討会で指導いただきます。各々に自閉症支援の基本的な知識はついてきましたが、統一したチーム療育が展開しにくい状況です。指導的立場の職員のチームマネジメント力がつくように、研修内容を見直します。
- ・困難なケースを一人で抱え込まないように、ケース検討の機会を増やし、常に相談できる体制を作ります。また療育や指導が独りよがりにならないように、自らの療育や指導を客観的に評価できるような仕組みについて検討します。
- ・家族や関係機関と連携し、子どもの将来をみんなで考えます。退所後、どんな大人になってほしいのか（本人はどんな大人になりたいのか）、どんな暮らしをしてほしいのか（本人はどんな暮らしをしたいのか）、ベクトルを合わせていきます。

【一日のスケジュール】

学校登校日

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
起床	朝食	身支度	学校生活 8:30 登校送り 14:30~15:51 下校お迎え							おやつ	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝

学校休業日

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
起床	朝食	身支度	園内活動 宿題 訓練など			昼食	園外活動 ドライブ 散歩など			おやつ	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝

学校登校日は、喜んで登校することを第一義とします。そのため、しっかり食べること、時間に間に合うよう身支度すること、下校後は翌日に備えてしっかり休むことを指導します。

学校休業日は、ドライブや散歩のほか、担当保育士とヘアカットや買い物に出かけたり、外食を体験したりします。家族との面会や外出が行われるように調整も行います。

【年間行事】

時期	内容
4月	こいのぼり遠足
5月	
6月	
7月	川遊び（2回）
8月	ジョイフルに行こう お庭で花火
9月	水族館に行こう 土岐神社祭り
10月	ハロウィンパーティー
11月	みかん狩り 一條大祭
12月	クリスマス会 もちつき大会
1月	初詣
2月	フードコートに行こう 節分豆まき
3月	菜の花まつり

年間行事として、外食体験（2回）を行います。
社会参加の体験と地域交流が目的です。

地域のお祭りや地区の清掃等に積極的に参加し、
地域交流を行います。

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に
1点以上の作品出品ができるように創作活動に取り
組みます。プロの芸術家を招いて、アートの日
を設けます。

(1) 持続可能な経営基盤の構築

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・季節を感じられ、子どもが目で見えて楽しめる行事食の提供を行います。餅つきやお菓子作りなどの調理体験も行います。

(3) 看護部門

- ・子どもの健康を維持するための取り組みを行います。また、子どもが疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をを行い、健康を回復するための看護を行います。子どもの健康に関して、多職種と連携します。
- ・高知県立中村特別支援学校の養護教員と子どもの健康に関する情報を共有します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。本年度実施予定の新型コロナウイルスワクチンについても安全に接種できるよう情報収集や調整を行います。

【健康管理】

定期健康診断	身体計測	身長（年2回）体重（毎月）
	血圧測定	必要時に実施します
	尿検査	1回目 5月頃※学校 要受診となった場合は対応します 2回目 12月頃
	聴力検査	5月頃※学校 要受診となった場合は対応します
	視力検査	5月頃※学校 要受診となった場合は対応します
	血液検査	年1回※医師の判断で省略あり
	内科検診及び 精神科検診	5月※学校 要受診となった場合は対応します 2回目 12月頃
	歯科検診	5月頃※学校 要受診となった場合は対応します
感染予防対策		新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（11月～3月）
定期受診		原則、看護師が行います。服薬の管理もします。

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種（未定） 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

	深夜業務の有無	1回目	2回目
18歳～34歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35歳～75歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

6. 苦情解決体制

苦情受付担当	橋本恵子（児童発達管理責任者）
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 監事） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
苦情解決責任者	黒川広美（施設長）

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

7. 避難訓練及び防災教育

種別	実施月	消火 訓練	通報 訓練	避難 訓練	炊き 出し	防災 教育
総合訓練 (2回/年)	6月 11月	○ ○	○ ○	○火災 ○地震		○ ○
避難訓練 (12回/年)	4・8・12月 5・10・1月 7・11・2月			○火災 ○地震 ○土砂		○調理 体験
炊き出し訓練 (1回/年)	9月			○地震	○	○

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和3年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

定員	現員	利用の形態
10名	8名	契約 0名
		措置 8名

令和2年度3月末に児童1名が高知県立中村特別支援学校高等部を卒業し、障害者支援施設レジデンスわかふじに入所予定です。

(2) 通学の状況(2021.4)

学校名	学部	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中村特別支援学校	小学部			1			1	2
	中学部		1	1				2
	高等部		3	1				4

(3) 障害の状況

	A1	A2	B1	B2
療育手帳	4	1	2	1

	1級	2級	3級	4級
身障手帳	1	1		

重複する障害

視覚障害(全盲)1名

肢体不自由1名

9. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者(兼務)	1名					1名	1名
サービス管理責任者		1名				1名	※1 1名
保育士	2名				1名	3名	※2
児童指導員	2名			1名		3名	3.5名
介護福祉士	1名					1名	
看護職員(兼任)	1名					1名	0名
栄養士(兼任)	1名					1名	※3 0名
事務員等(兼任)	1名			1名		2名	0名
合 計	9名	1名	0名	2名	1名	13名	

※1 障害者支援施設が主体の場合、障害者支援施設のサービス管理責任者が兼務できる

※2 障害児の数4で除した数。定員30人以下の場合、当該数字に1を加えた数。

※3 定員40名以下の場合には置かないことができる

※4 看護職員および栄養士、事務職員等は本体施設と兼務できる

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・より多くの職員が研修を受けられるように、職場内研修を充実させます。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和3年度研修計画を策定します。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。
- ・他法人との合同研修の機会を増やします。職場内研修及び困難事例ケース検討会などに、法人職員や関係機関職員を招聘し、意見交換や助言を受けます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 苦情解決セミナー 事例研究
中堅職員（3年～）	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修 チームマネジメント
新任職員（1～2年）	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修 発達障害セミナー

【会議・研修関係】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケース会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケース指導		○		○		○		○		○		○
合同研修		○			○				○		○	
MC指導		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
芸術指導				○	○	○						

- ・ケース指導には元希望が丘学園園長の田村謙二先生を招聘
- ・ミュージックケア指導には、ミュージックケア協会の岩城美喜江先生を招聘
- ・芸術指導には、高松市アートリンク事業の芸術士、松岡美江先生を招聘

【委員会活動】

虐待防止委員会	4月	10月
防災委員会	6月	12月
感染対策委員会	5月	10月
スポレク委員会	4月	9月

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的に施設での暮らしの様子や成長の記録をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、子どもの将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

ひとりの子どもの成長をみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。とくに高知県立中村特別支援学校や児童相談所とは緊密に連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：放課後等デイサービス事業所 わかふじ

事業種名：放課後等デイサービス事業

令和 3 年度 放課後等デイサービス事業所わかふじ 事業計画書

1. 事業の実施概要

「放課後等デイサービス事業所」は、授業の終了後または学校の休業日に通わせ、生活能力の向上のために、必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う施設です。

2. 療育の基本方針

1951（昭和 26）年に児童憲章を制定し、平易な文章で、国民に児童の基本的人権を尊重することを分かりやすく宣言しました。その前文には、児童の福祉の理念が、次のようにまとめられています。

児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、良い環境の中で育てられる。

私たちは、この理念に則り、その先の青年期以降、自分を是とし、人を信頼し、心豊かに生きていけることを真に願って、子どもを大切に育てます。

また、放課後等デイサービスガイドラインの中で放課後等デイサービスの基本的役割として、保護者支援が挙げられています。保護者の相談に応じたり、子どもの育ちを支える力を高められるような支援（ペアレントトレーニング等）を行うことで、保護者が子どもと向き合うゆとりを持ち、自信の維持や回復を促せるよう努めます。

3. 【令和 3 年度の重点課題】

(1) 持続可能な経営基盤の構築

① 職員体制の見直し

学校登校日と学校休業日による営業時間の違い、利用児童数による配置職員数の違いがあり、日ごと時間ごとに必要な職員の数に開きが生じます。また、複数校へ迎えに出るため、送迎に必要な職員数も日ごとに違います。児童がいない時間帯にケース会や教材制作などを行ったり、併設施設の日中活動支援に入ったりして、効率よい人材活用に努めます。

② 児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業の再開

平成 31 年 4 月から児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を休止し、放課後等デイサービス事業のみの運営となっています。地域には早期療育が必要な未就学児童が少数ながら存在しその保護者も事業の再開を期待しておられます。多機能型で運営するならば、職員数やスペースを増やす必要もないため、年度内の再開を目指すための計画案を検討します。

(2) チーム療育の推進と専門性の向上

特別支援学校に通う子どもたちの多くは重度知的障害で、特別支援学級に通う子どもたちの多くは軽度知的障害もしくは知的障害を伴わない発達障害です。ふたつのタイプの子どもたちが、同じ時間、同じ場所で過ごしていますが、知的障害を伴わない発達障害の子どもが、知的障害の子どものふるまいや行動に対して、我慢できなかつたり、怖がったりしてパニックになることがあります。それぞれの子どもの障害特性や発達段階、性格や好み等を十分理解して、活動の内容や場所を調整します。個別支援計画に沿った一貫性のある指導や療育に努めます。

また、強度行動障害を呈する子どもの支援では、マンツーマン対応をせざるを得ない場面があります。自閉症の特性をよく理解し、適切で効果的な療育ができるように、専門アドバイザーの助言を取り入れたり自閉症研修を受講したりして、自閉症支援のスキルを高めます。

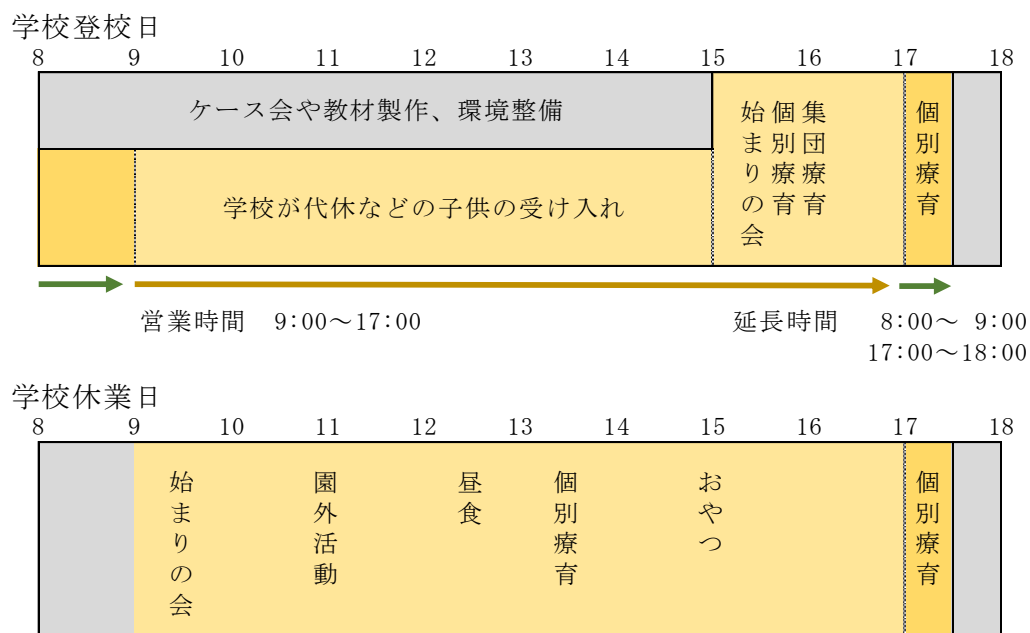
4. 購入・工事関係

(1) 南棟 1 階トイレ改修工事

現在、北棟 1 階部分で放課後等デイサービス事業を行っていますが、建物 2 階部分の障害児入所施設及び障害者支援施設の改修に合わせて、南棟 1 階に移動します。改修後、南棟 2 階が障害児入所施設となったので、南棟 1 階を「子供が通う施設」、南棟 2 階を「子どもが暮らす施設」にします。南棟 1 階はもともと児童発達支援事業を行っていたため、幼児用トイレしかありません。放課後等デイサービスは 6 歳～18 歳までの児童が利用していますので、大人用トイレが必要で男子男女に分ける必要があります。

5. 療育内容

- ・集団療育（体操・ダンス・手遊び歌・紙芝居など）、個別療育（宿題・ワーク・工作など）を取り入れ、子どもが楽しめる日課にします。遊びや体験をとおして、子どもの心身の発達を促します。
- ・子どもや保護者との信頼関係をつくりながら、子どもの障害特性や発達課題、困り感を的確にとらえ（アセスメント）、集団生活の利点を生かして子どもの成長を促すチーム療育を実施します。評価が偏らないように、客観的データが収集できるように工夫します。



【年間行事】

4 月	お花見遠足
5 月	
6 月	調理実習
7 月	川遊び
8 月	そうめん流し
9 月	土岐神社祭り
10 月	ハロウィンパーティー
11 月	調理実習・交通安全教室
12 月	クリスマス会
1 月	
2 月	節分豆まき
3 月	ひな祭り

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に1点以上の作品出品ができるように創作活動に取り組みます。プロの芸術家を招いて、アートの日を設けます。

6. 苦情解決体制

苦情受付担当	船口和信（サービス管理責任者）
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 監事） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
苦情解決責任者	黒川広美（管理者）

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・毎年3月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

7. 避難訓練及び防災教育（併設の入所施設の計画に準ずる）

種別	実施月	消火 訓練	通報 訓練	避難 訓練	炊き 出し	防災 教育
総合訓練 (2回／年)	6月 11月	○ ○	○ ○	○火災 ○地震		○ ○
避難訓練 (12回／年)	4・8・12月 5・10・1月 7・11・2月			○火災 ○地震 ○土砂		○調理 体験
炊き出し訓練 (1回／年)	9月			○地震	○	○

・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和3年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	契約人数
放課後等デイサービス	10名	25名
児童発達支援センター	休止	0名
保育所等訪問支援事業	休止	0名

定員の考え方…1日の利用者数

1日当たりの利用者数は定員の150%を超えてはいけない(15人)

3か月間の平均利用者数が130%を超えてはいけない(13人)

(2) 通学の状況

学校名	学年	小学校及び小学部						中学部			高等部		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
中村特別支援学校			1	1	1	I		2	2	4		3	1
東山小学校				1			1	下校時の迎えが同じ時間帯に複数校重なるため、送迎要員の確保が非常に困難					
中村小学校						1							
中村南小学校				2		2							
具同小学校							1						
東中筋小学校					1								

9. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	※1 1名
サービス管理責任者	1名					1名	※2 1名
保育士				1名	1名	2名	※3 2名以上
児童指導員	1名			1名		2名	
理学療法士					1名	1名	
合 計	3名	0名	0名	2名	2名	7名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 常勤専従

※3 障害児の数が10名までは2名以上。10名を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数。理学療法士は機能訓練担当者として合計数に含めることができる。

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・職場内研修は、採用時研修を標準整備し、施設長が行います。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和3年度研修計画を策定します。
職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。
- ・他法人との合同研修の機会を増やします。職場内研修及び困難事例ケース検討会などに、法人職員や関係機関職員を招聘し、意見交換や助言を受けます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 事例研究
中堅職員（3年～）	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修
新任職員（1～2年）	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修

【会議・研修関係】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケース会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケース指導		○		○		○		○		○		○
合同研修		○			○				○		○	
MC講習		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
芸術指導				○	○	○						

- ・ ケース指導には元希望が丘学園園長の田村謙二先生を招聘
- ・ ミュージックケア指導には、ミュージックケア協会の岩城美喜江先生を招聘
- ・ 芸術指導には、高松市アートリンク事業の芸術士、松岡美江先生を招聘

【委員会活動】

虐待防止委員会	4月	10月
防災委員会	6月	12月
感染対策委員会	5月	10月
スポレク委員会	4月	9月

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的にサービス利用中の様子をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、子どもの将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

ひとりの子どもの成長をみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。とくに高知県立中村特別支援学校その他学校、児童相談所とは緊密に連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：相談支援事業所 わかふじ

事業種名：指定特定相談支援事業
指定障害児相談支援事業

令和 3 年度 相談支援事業所わかふじ 事業計画書

1. 事業の実施概要

「特定相談支援事業所」とは、障害福祉に関する情報提供や、サービスを利用するための「サービス等利用計画書」を作成する事業所です。基本相談支援、計画相談支援（サービス利用支援／継続サービス利用支援）からなります。対象となる方は、障害福祉サービス等の支援が必要な 18 歳～64 歳までの、障害をお持ちの方です。「障害児 相談支援」とは、障害児通所支援の給付決定に先立って「障害児支援利用計画」及び、通所支援開始後に「継続障害児支援利用計画」を作成します。

2. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

3. 基本方針

利用者やその家族からの相談に応じ、利用者がその心身の状況に応じた日常生活や 社会生活を営むことができるよう、情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な相談支援の提供を行います。

利用者の置かれている状況の把握に努め、地域や家族との結びつきを重視し、関係 市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの 提供と、必要な資源の改善や開発に努めます。

【令和 3 年度の重点課題】

- (1) 併設の入所施設や障害児通所施設と連携し、体制の強化や相談支援専門員の専門性を高めるよう努めます。
- (2) 障害のある方の暮らしを支える重要な事業ですが、収益性の低い事業です。契約件数やサービス実施の範囲、加算算定の状況を見ながら、少しでも経営改善できるように 努めます。

4. 苦情解決体制

苦情受付担当	正木美智（相談支援専門員）
第三者委員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
苦情解決責任者	黒川広美（管理者）

- ・ 毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を 依頼し、助言・指導を仰ぎます
- ・ 毎年 3 月に苦情受付件数・内容を第三者委員に報告します。

5. 利用児の状況(令和 3 年 3 月)

幡多地域 6 市町村

	四万十市	宿毛市	土佐清水	黒潮町	大月町	三原村
障害者	41名	17名	15名	6名	6名	1名
障害児	7名	名	1名	名	名	2名

幡多地域以外

	四万十町	須崎市	高知市	香南市	香美市	南国市	その他	県外
障害者	11名	5名	15名	2名	3名	2名	4名	1名
障害児	1名	名	名	名	名	名	名	名

6. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	1名 ※1
相談支援専門員	1名					1名	1名 ※2
合 計	2名					2名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 1ヶ月の平均の利用者数 35 件に対して 1 名の配置が望ましい

7. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・相談支援専門員の専門性を高めるための研修に派遣します。

8. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

サービス等利用計画及びモニタリングを通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、利用者が望む暮らしの実現を応援します。トラブルや困りごとが起こった場合も、すみやかに対応します。

(2) 関係機関との連携

利用者の暮らしをみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。特に在宅の場合、地域住民や民生委員、商店主の方などに情報提供いただいたり、協力していただいたりすることがあります。普段から顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 レジデンスわかふじ

事業種名：障害者支援施設

令和 3 年度 障害者支援施設レジデンスわかふじ 事業計画書

1. 事業の実施概要

障害者総合支援法に基づいて、その対象者に入所していただき、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の必要な支援を行う。併せて日中活動支援を提供し、障害のある方の日常生活を一体的に支援することを目的としています。

障害がある方の青年期から壮年期を支える施設として、はつらつと元気な施設、その人らしさが大切にされる施設を目標とします。

2. 支援の基本方針

平均年齢 29 歳の若々しい施設です。元気ではつらつとして、にぎやかな施設を目指したいと思います。「サービス等利用計画に沿った「個別支援計画」を策定、計画に沿った支援を基本としますが、決して画一的なものではなく、個人を尊重した“ぬくもり”のある支援を行います。本人と関わる全ての職員が、本人を思いやり、労り、共感することができなければいけません。どんなに障害が重たくても、本人に意思があることを忘れず、対話を重ね、気持ちを引き出す姿勢で丁寧な支援に努めます。

3. 【令和 3 年度の重点課題】

(1) 持続可能な経営基盤の構築

令和 2 年 12 月に大規模改修を終え、定員 12 名から定員 20 名に変更しました。令和 3 年 4 月に満床となる見込みです。短期間のうちに 8 名の受け入れを行うため、用意周到に計画を進め、混乱やトラブルが起こらないよう努めます。

定員変更後、重度障害者支援加算の算定を始めました。強度行動障害を呈する利用者の支援にあたっては、統一されたチーム支援が不可欠です。実践研修修了者が作成した支援計画シートに基づき、質の高い支援を提供し、算定できる加算はしっかりいただいて、さらに支援の質を高めて利用者さんに還元していくことを目指します。

現在、日中一時支援事業と短期入所事業を行っていません。法人内でもしっかり協議し、市町村や関係機関と相談しながら、実施に向けて取り組んでいきます

(2) チーム療育の推進と専門性の向上

令和 3 年 3 月現在、入所者 19 名中 12 名が、重度障害者支援加算対象者です。強度行動障害スコア表による判定では、0～9 点が 10 名、10～19 点が 6 名、20 点以上が 3 名です。また、全員が療育手帳 A 判定で、支援が非常に難しいです。支援の難しさから、不適切な支援や怪我、器物損壊などの事故が起こりやすい環境です。専門アドバイザーの助言や指導を受けながら、より良い支援を目指して研鑽を積みたいと思います。また、支援員が一人で支援困難なケースを抱え込むことがないように「チーム支援」をより強化していきます。

4. 購入・工事関係

本年度計画はありません。

5. 支援内容

(1) 支援部門

- ・障害特性や発達課題、困り感を的確にとらえ（アセスメント）、本人にとって効果的な支援方法や目標を検討し、統一したチーム支援を行います。評価が偏らないように、客観的データが収集できるように工夫します。
- ・生活支援員は、一人ひとりの心身の状況に応じた日常生活援助（食事・入浴・排せつ等）を提供し、看護師や栄養士と協力して適切なチームケアを行います。
- ・日中活動支援の充実を図り、計画的に取り組めます。令和2年度の日中活動は、ドライブや散歩、ワーク、ミュージックケア等を行いました。本年度は、芸術活動や地域との交流活動等にも取り組めます。
- ・利用者によっては、非言語的コミュニケーションが効果的です。ゼスチャーや絵カードなどを活用し、コミュニケーションを大切にします。
- ・個別支援計画に関する面談を、本人と家族の希望や想いを聴かせてもらえるよい機会と捉えます。私たちは、常に利用者の立場に立ち、本人と家族の意見の食い違いや想いの落差を調整するための役割を担います。
- ・衣食住を整えます。改修後、本人にとって自室が安心できてくつろげる空間になるように努めます。
- ・不適切支援や虐待につながりやすい自閉症支援のスキルを高めます。本年度も専門アドバイザーの田村先生を招聘し、自閉症基礎研修やケース検討会で指導いただきます。各々に自閉症支援の基本的な知識はついてきましたが、統一したチーム支援が展開しにくい状況です。指導的立場の職員のチームマネジメント力がつくように、研修内容を見直します。
- ・困難なケースを一人で抱え込まないように、ケース検討の機会を増やし、常に相談できる体制を作ります。

【一日のスケジュール】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	起床	朝食	身支度	日中活動 ドライブ 散歩など	昼食	余暇	日中活動 ドライブ 散歩など	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇				就寝

【年間行事】

時期	内容
4 月	こいのぼり遠足
5 月	
6 月	
7 月	川遊び（2 回）
8 月	ジョイフルに行こう お庭で花火
9 月	水族館に行こう 土岐神社祭り
10 月	ぶどう狩り ハロウィンパーティー
11 月	一條大祭
12 月	クリスマス会 もちつき大会
1 月	初詣
2 月	フードコートに行こう 節分豆まき
3 月	菜の花まつり

年間行事として、外食体験（2 回）行います。
社会参加の体験と地域交流が目的です。

地域のお祭りや地区の清掃等に積極的に参加し、
地域交流を行います。

スピリットアート展（高知県障害者美術展）に
1 点以上の作品出品ができるように創作活動に
取り組みます。プロの芸術家を招いて、アート
の日を設けます。

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・咀嚼・嚥下機能の低下を防ぐための工夫も積極的に取り入れます。
- ・生活習慣病予防のため、栄養士、看護師、生活支援員が連携して、健康管理に努めます。
特に適正体重の維持のため、食の楽しみを損なうことがないダイエットメニューを取り入れます。

(3) 看護部門

- ・利用者の健康を維持するための取り組みを行います。また、利用者が疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をを行い、健康を回復するための看護を行います。
- ・理学療法士の指導を受け、軽運動やリハビリについて検討します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。本年度実施予定の新型コロナウイルスワクチンについても安全に接種できるよう情報収集や調整を行います。

【健康管理】

	項目	内容
定期健康診断	身体計測	身長（年 2 回）体重（月 1 回）腹囲（年 2 回）
	血圧測定	40 歳未満（月 1 回）40 歳以上（月 2 回）
	尿検査	1 回目 5 月頃 要受診となった場合は対応します。 2 回目 12 月頃
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	胸部レントゲン	年 1 回（11 月）
	心電図検査	40 歳以上 ※医師の指示による
	内科検診及び 精神科検診	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	歯科検診	年 1 回（通年）
感染予防対策		新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（11 月～3 月）
定期受診		原則、看護師が行います。服薬の管理もします。

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種（未定） 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11 月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10 月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

	深夜業務の有無	1 回目	2 回目
18 歳～34 歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35 歳～75 歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理管理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

6. 苦情解決体制

	氏名（職名）
苦情受付担当	（サービス管理責任者）
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 監事） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
苦情解決責任者	黒川広美（施設長）

- ・毎年、高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぎます。
- ・第三者委員と活発に意見交換し、苦情解決体制を強化します。

7. 避難訓練及び防災教育

種別	実施月	消火 訓練	通報 訓練	避難 訓練	炊き 出し	防災 教育
総合訓練 (2回/年)	6月 11月	○ ○	○ ○	○火災 ○地震		○ ○
避難訓練 (12回/年)	4・8・12月 5・10・1月 7・11・2月			○火災 ○地震 ○土砂		○調理 体験
炊き出し訓練 (1回/年)	9月			○地震	○	○

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

8. 利用者状況(令和3年4月1日見込み)

(1) 定員と現員 (2020.4)

	定員	現員	空床
施設入所支援	20名	20名	0
生活介護	20名	20名	0

(2) 障害支援区分

区分	区分4	区分5	区分6	未判定
人数	4名	8名	7名	1名

平均区分

5.2

(3) 障害の状況

	A1	A2	B1	B2
療育手帳	14	6		

	1級	2級	3級	4級
身障手帳	2	2		

肢体不自由 2名 全盲 1名 聴覚障害 1名

(4) 平均年齢

年齢	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40歳以上
人数	2名	5名	3名	9名	1名

平均年齢

29.5歳

9. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	1名 ※1
サービス管理責任者	1名					1名	1名
生活支援員	3名		1名	6名	1名	11名	7名 ※2
看護職員（兼任）	1名					1名	1名 ※3
栄養士（兼任）	1名					1名	0名
事務員等（兼任）	1名			1名	3名	5名 ※4	0名
合 計	7名	1名	1名	7名	4名	20名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 平均障害支援区分 5 以上の場合、利用者の数を 3 で除した数。人員配置体制加算(1)を算定する場合、直接処遇職員配置は 1.7 : 1 以上必要となる。

※3 生活介護の単位ごとに 1 名以上

※4 事務職員等には障害者雇用のハウスキーパー3 名を含む

10. 研修計画

- ・一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修（自閉症支援）は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣します。
- ・より多くの職員が研修を受けられるように、職場内研修を充実させます。
- ・職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、令和 3 年度研修計画を策定します。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめます。
- ・他法人との合同研修の機会を増やします。職場内研修及び困難事例ケース検討会などに、法人職員や関係機関職員を招聘し、意見交換や助言を受けます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 事例研究
中堅職員（3 年～）	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修
新任職員（1～2 年）	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修

【会議・研修関係】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケース会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケース指導		○		○		○		○		○		○
合同研修		○			○				○		○	
MC 指導		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
芸術指導				○	○	○						

- ・ケース指導には元希望が丘学園園長の田村謙二先生を招聘
- ・ミュージックケア指導には、ミュージックケア協会の岩城美喜江先生を招聘
- ・芸術指導には、高松市アートルink事業の芸術士、松岡美江先生を招聘

【委員会活動】

虐待防止委員会	4月	10月
防災委員会	6月	12月
感染対策委員会	5月	10月
スポレク委員会	4月	9月

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的に施設での暮らしの様子をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の想いや希望をお伺いし、利用者の望む暮らしや将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

利用者の暮らしをみんなで支えあうよう、関係者に働きかけます。支援の難しいケースについて、自分たちだけで解決を図ろうとせず、他法人や市町村、医療機関とも連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 わかふじ寮

事業種名：施設入所支援及び生活介護

短期入所事業

日中一時支援事業（市町村委託事業）

障害児等療育支援事業（高知県委託事業）

令和3年度 障害者支援施設わかふじ寮 事業計画書

1. 事業の実施概要

(1) 事業目的

障害者総合支援法に基づいて、その対象者に入所していただき、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の必要な支援を行う。併せて日中活動支援を提供し、障害のある方の日常生活を一体的に支援することを目的とします。

障害がある方の青年期から壮年期、老年期を支える施設として、利用者のライフステージに合った「暮らし」を提案し、「学ぶ」、「働く」、「楽しむ」を自由に選択してもらえるような施設運営を目標とします。利用者一人ひとりの人権を尊重し、常に「本人が望む暮らし」を考え、その実現のために、私たちができることを実践していきます。

(2) 運営方針

個別支援計画を基本に利用者の障害に配慮した個別支援に努めます。また、自己選択・自己決定の力をつけるため、個々の趣味活動への支援や社会体験の場を提供し、自己決定支援へ繋がります。

組織体制においては、管理マニュアルの整備やリスクマネジメントによる事故防止対策を組織的に取り組み、事故発生時に迅速な対応を行えるように致します。また、職員研修を充実させ、事業運営の安定化と期待される施設になるよう研鑽を積んでいきます。

従来の地元に着目した施設づくりを基本に取り組んでいくことを踏まえ、福祉避難所としての役割を果たす為、区長や自主防災組織と合同の避難訓練や炊き出し訓練等を行います。また、近隣の小学校との七夕、芋ほり、蕨岡地区の盆踊りなどに参加して地域協力団体や各種ボランティア団体の支援を得ながら利用者との交流を深め、利用者への理解と社会への啓蒙活動に繋がるように取り組んでいきます。

2. 令和3年度の重点課題

(1) 利用者視点に立った支援を行う

利用者と生活支援員の安心感・共感に基づく信頼関係を作り、利用者の意志が反映された個別支援計画に基づいた支援を提供します。

(2) 日中活動支援の充実

- ① 日中活動支援をより充実させる。活動時間は、午前 9:30～11:30、午後 13:30～15:30 とし午前を作業的な活動、午後をレクリエーション的な活動に充てる。障害特性や好きなこと、できることをアセスメントしながら、本人に合った内容に参加していただく。
- ② 作業的な活動では、「役割を持つ」ことを大切にする。屋外作業と屋内作業に分け、作業能力に合わせて、できることをできる範囲で取り組めるよう支援する。高齢や障害が重い方は、ご自身の身体機能を維持するための軽運動やリハビリを作業と考え支援を行う。

- ③ 屋外作業の主軸は農耕作業とする。季節行事として田植えや稲刈りを楽しむため小規模な米作りにする。他は、玉ネギやイモ類、ニンジンなどの根菜、収穫が楽しめるトマトやスイカなどの野菜作りを年間計画に沿って行う。農耕作業以外では花壇の手入れや養鶏作業や施設周辺の環境整備を行う。
- ④ レクリエーション的な活動では、「楽しむ」ことを大切にする。内容は、カラオケやドライブ、ミュージックケアなどを準備する。イベントの企画では、可能な限り、利用者の意見を取り入れ、地域のイベントへの参加の機会も増やしていく。
- ⑤ スピリットアート展出品のための創作活動の時間を確保する。利用者の希望を聞きながら、出展数を増やせるように努める。

(3) 虐待及び不適切支援防止の徹底

- ① 虐待防止委員会をしっかりと機能させ、全職員が虐待防止マニュアルを遵守し、虐待及び不適切支援防止に取り組む。
- ② 虐待防止に関する研修や事例検討を実施し、虐待に対する意識改革を行う。
- ③ 不適切支援や虐待に発展しやすいと考えられる自閉症支援のスキルを高める。また、支援困難なケース検討会に他法人との合同研修や関係機関からも参加していただき、助言や指導をもらいながら支援の質の向上を図る。
- ④ 行動制限及び身体拘束を行う場合は、ガイドラインに沿って行う。

(4) 働きがいのある職場づくり

- ① 職員が提案や意見を述べやすいような環境をつくる。
- ② 職場での相談体制を早期に構築する。
- ③ 正職員への登用試験や介護福祉士などの資格試験に意欲的に挑戦してもらえるように支援体制をつくる。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

特になし

(2) 工事関係

- ① 一丁目男子トイレ増設工事（2基）

4. 利用者支援

令和 2 年度の利用者支援を引継ぐが、「障害のある人の暮らしを支える」ことにしっかり向いながら、強度行動障害を呈する利用者の対応だとか、相手の行動を知るアプローチや、行動の原因を取り除くアプローチを利用者の安全・安心な暮らしと同等に、職員の心とからだを考え、ひとりで支援困難なケースを抱え込むことがないように「チーム支援」をより強化していきます。

【支援内容】

(1) 支援部門

- ① 日中活動支援の充実に全職員で取り組む。その一環として、農耕活動をメインに畑、田圃での作業を取り入れ、収穫時の喜びを体感してもらう様な支援を行いたい。個別支援計画で十分なアセスメントを行い、目標設定する。活動参加の様子や、得られた効果や変化を記録する（ケース記録や作業日誌）。半期ごとに振り返りを行い（モニタリング）、本人やご家族に活動参加の様子や成果を報告する（個別支援会議）。生活支援員が実践した支援や活動を本人やご家族、関係機関に積極的に行う。
- ② 本人との対話を通じて、想いを引き出し、意思決定の機会をつくる。
- ③ 生活支援員は、一人ひとりの心身の状況に応じた日常生活援助（食事・入浴・排せつ等）を提供し、看護師や栄養士と協力して適切なチームケアを行う。
- ④ 個別支援計画に関する面談を、本人とご家族の希望や想いを聴かせてもらえるよい機会と捉え、常に利用者の立場に立ち、本人とご家族の意見の食い違いや想いの落差を調整するための役割を担う。
- ⑤ 買い物や地域イベントへの参加の機会を増やす。

【一日のスケジュール】

	月曜～金曜		土曜・日曜・祝日
6:30	起床・モーニングケア		起床・モーニングケア
7:30	朝食		朝食
9:30～ 11:30	各居住区で体操、朝礼後、4～5 人のグループで敷地内散歩。	農耕作業（近隣の畑） 作業棟にて刺子、創作活動 ワークシステム 軽運動・リハビリ （理学療法士 火・木・土）	布団干し、養鶏作業、居室清掃、余暇活動 個人的な活動 （買物やヘアカット）
11:30～	昼食		昼食
13:30～ 15:30	グループで敷地内散歩。	カラオケ ミュージックケア ドライブ	余暇活動 個人的な活動 （買物・ヘアカット）
	個人的な活動	買物・ヘアカット	
15:30～	入浴		入浴
18:00～	夕食		夕食
19:00～	余暇時間・イブニングケア		余暇時間・イブニングケア
22:00	就寝		就寝

(2) 栄養部門

- ① 管理栄養士によって、利用者の健康や嗜好に配慮した食事の提供、季節ごとの行事食の提供を行う。
- ② 咀嚼・嚥下機能の低下を防ぐための工夫も積極的に取り入れる。
- ③ 生活習慣病予防のため、管理栄養士、調理員、看護師、生活支援員が連携して、健康管理に努める。特に適正体重の維持のため、食の楽しみを損なうことがないダイエツトメニューを取り入れる。

(3) 看護部門

- ① 利用者及び職員の健康を維持するための取り組みを行う。また、利用者が疾病に罹患した場合の受診や療養の世話を行い、健康を回復するための看護を展開する。
- ② 理学療法士（非常勤）を採用し、運動機能の評価を行い、運動機能回復や維持を目的としたリハビリテーションの実施。

【定期健康診断】（年 2 回）

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年 2 回）体重（月 1 回）腹囲（年 2 回）
	血圧測定	40 歳未満（月 1 回）40 歳以上（月 2 回）
	尿検査	年 2 回（5 月・9 月）
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。 ※医師の判断で省略あり
	胸部レントゲン	年 1 回（11 月）
	心電図検査	40 歳以上※医師の指示による
各種がん検診		該当者は原則受診
歯科検診		年 1 回（通年）

【感染症の予防対策】

項目	内容
感染症対策	インフルエンザワクチン接種（11 月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10 月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施する

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努める。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努める。
- ③ 会計担当者は経理規程等を遵守し、正確な会計処理を行う。

5. 利用者状況(令和3年3月1日現在)

(1) 利用者定員・現員

		定員	現員 (R3. 3)
入所定員		53 名 (短期入所定員：3 名)	43 名 (短期入所：3 名)
構造上の定員	新築棟	男性 29 名 個室 29 室	25 名
		短期入所室：1 室	短期入所室：1 名
	改築棟	女性 24 名 個室 20 室＋2 人部屋 2 室	18 名
		短期入所室：2 室	短期入所室：2 名

(2) 利用者平均年齢 37.8 歳 (男性 39.8 歳・女性 35.7 歳)

年齢	男性	女性	計
10 代	0 名	0 名	0 名
20 代	4 名	8 名	12 名 (28%)
30 代	10 名	5 名	15 名 (35%)
40 代	11 名	2 名	13 名 (30%)
50 代	0 名	2 名	2 名 (5%)
60 代	0 名	0 名	0 名
70 代	0 名	1 名	1 名 (2%)
計	25 名 (58%)	18 名 (42%)	43 名

(3) 障害支援区分

障害支援区分	男性	女性	計	割合
区分 4 (重度加算対象者)	5 名 (0 名)	3 名 (1 名)	8 名 (1 名)	18%
区分 5 (重度加算対象者)	11 名 (8 名)	9 名 (7 名)	20 名 (15 名)	47%
区分 6 (重度加算対象者)	9 名 (9 名)	6 名 (5 名)	15 名 (14 名)	35%
計	25 名 (17 名)	18 名 (13 名)	43 名 (30 名)	100%

平均区分

5.1

6. 職員体制(配置基準)

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	配置基準
管理者		1 名				1 名	1 名
サービス管理責任者	1 名					1 名	1 名
生活支援員 (農耕支援員)	12 名 (1 名)	7 名 (1 名)	1 名	6 名	2.4 名 (0.8)	25.6 名 (2.8)	24 名
夜勤専門					2 名	2 名	1 名
ハウスキーパー					4 名	4 名	
看護師	1 名					1 名	1 名
理学療法士					1 名	1 名	
管理栄養士	1 名					1 名	1 名
調理員	2 名			2 名	1 名	5 名	
事務員	1 名			1 名		2 名	
合 計	18 名	8 名	1 名	9 名	12 名	48 名	

- ・令和2年の利用率より令和3年度利用者43名（見込み）に対し、配置体制加算（Ⅰ）1.7:1の人員配置(20.5名)を行う。
- ・重度障害者支援加算Ⅱ(個別加算配置)3.5名
- ・常勤の生活支援員26名のうち福祉専門職員（介護福祉士）が12名で、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）の人員配置ができています。

【職員勤務体制】

令和3年3月1日現在

生活支援員	男 子	女 子	計
夜勤可能者	13 名	6 名	19 名
遅勤可能者	1 名	3 名	4 名
夜勤・遅勤不可(パート3名含む)		2.6 名	2.6 名
小計(フルタイム換算)	14 名	11.6 名	25.6 名
農耕作業員	2.8 名		2.8 名
計（直接処遇）	16.8 名	11.6 名	28.4 名
看護師・理学療法士	0.3 名	1 名	1.3 名
合 計	17.1 名	12.6 名	29.7 名

7. 虐待・事故・苦情等

(1) 虐待

虐待や不適切な対応を支援者側の思いで判断するものでなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか。また、ご家族や第三者が見てどの様に思うかと言う事を、常に支援者側は振り返ることが必要で、権利擁護・虐待防止研修に参加していくと共に虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

- 事故報告 ・・・ 行政報告を伴う重大案件
- ヒヤリハット報告 ・・・ 行政報告は行わないが再発防止策などを検討
- 事故発生報告 ・・・ 軽微な事故も含めてケース会にて注意喚起を行い、再発の防止を行う。

(3) 苦情解決体制

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

窓口担当者	西田 多恵（サービス管理責任者）
苦情解決責任者	島村 忠司（管理者）
第三者委員	大塚 和助（社会福祉法人一条協会 監事） 山沖 直樹（司法書士） 上田 宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00 ～ 17：00 （土・日・祝日除く）
電話番号 F A X	0880-32-1177 0880-32-1888

- ・高知県社会福祉協議会や運営適正化委員会、苦情解決部会などの施設等巡回訪問を依頼し、助言・指導を仰ぐ。
- ・第三者委員と活発に意見交換し、苦情解決体制を強化する。

8. 防災対策

【避難訓練及び防災教育】

種別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し	防災教育
総合訓練 (2回／年)	6月 12月	○ ○	○ ○	○ ○		○ ○
避難訓練 (3回／年)	8月 10月 2月			○ ○ ○		
炊き出し訓練 (1回／年)	9月			○	○	

上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

また、福祉避難所開設及び運営訓練を実施します。

9. 実施行事予定

	企画行事	参加行事
4 月	遠足（お花見会）	
5 月		高知県障害者スポーツ大会
6 月	蕨岡小学校との交流会（七夕かざり）	
7 月	川遊び&BBQ	
8 月	蕨岡地区盆踊り大会	中村特別支援学校同窓会
9 月	防災の日（炊き出し訓練）	スピリットアート作品出展
10 月		ピアふれあい 21
11 月	蕨岡小学校との交流会（いもほり）	ゆうあいスポーツ大会・一條大祭
12 月	クリスマス会・餅つき大会	
1 月	厄除け神事	
2 月	節分の豆まき	
3 月	慰労会	

- ・毎月、誕生会を実施。小グループで外食の機会を設ける。
- ・令和3年度のピアふれあい（10月某日：宿毛市総合運動公園 幹事施設：宿毛育成園。）
- ・炊き出し訓練は、地域の自主防災組織の方に協力を依頼したいと考えている。地域交流を活発に行い、共助の精神を培いたいと考えている。

10. 研修計画

- ・他法人との合同研修や、他法人から職場内研修及び困難事例ケース検討会などへの講師招聘を通じて、施設間交流の機会を増やす。
- ・主任、副主任を中心にOJTを展開する。先輩から後輩へ、「障害のある人の暮らしを支える」という仕事が伝承されるような職場づくりをすすめる。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 事例研究
中堅職員（3年～）	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修
新任職員（1～2年）	・基礎的知識と技術の習得 ・チームワークを理解する	新任職員研修

1 1. 地域連携

- ・ 蕨岡地区は自主防災組織の活動が活発である。地域と連携して防災に備えたいと考えている。令和 3 年度も福祉避難所運営訓練を実施し地域交流を実践していく。
- ・ 地域の行事や出役のお手伝いをさせていただくことで、地域の中の施設としての役割を持つ。本年度も地域の行事に積極的に参加し、関係作りに努める。
- ・ 蕨岡小学校との交流では、七夕交流会、芋ほり交流会を行っている。今後も継続していきたい。

1 2. 今後の課題

古津賀拠点の改装工事が完了し、成人部より 5 名の利用者の移動(2 月 2 名、3 月 3 名)を行い、現段階では利用者数が 43 名(男性 25 名、女性 18 名)となりましたが、2 名の方が介護認定を受け他の施設への移動と並行して、利用者の地元の施設への移動も考慮しながら利用者定員 40 名を実現し、職員配置も併せて検討を行う。

今後は男女の居住区の見直しを行い、現状の男性居住区 2 丁目(1 階)・3 丁目・4 丁目(2 階)の 3 エリアと女性居住区 1 丁目(2 階)の 1 エリアを、1 丁目・3 丁目を男性居住区、2 丁目・4 丁目を女性居住区として変更を行います。現在の男性居住区 3 エリアを 1 エリアにする事で 1 日当たりの人員削減も 7 名から 6 名に減員できます。また、1 丁目(女性棟)は 1 フロアの為、他の利用者の声が聞こえて不穏や他の利用者の姿が視界に入って相性の悪い利用者同士のトラブル発生率が非常に高く、1 階と 2 階に分離することが、それを回避するために有効だと考えられます。

※ 移動案

		定員	現員 (R3. 3)
入所定員		40 名 (短期入所定員：3 名)	43 名 (短期入所：3 名)
構造上の定員	1 丁目・3 丁目	男性 24 名 個室 32 室 個室 30 室+2 人部屋 2 室	25 名
		短期入所室：1 室	短期入所室：1 名
	2 丁目・4 丁目	女性 16 名 個室 22 室	18 名
		短期入所室：2 室	短期入所室：2 名

令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：多機能型事業所 四万十工房

事業種名：就労継続支援 A 型事業
生活介護事業

令和3年度 多機能型事業所 四万十工房 事業計画書

1. 事業の実施概要

(1) 事業目的

当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正かつ円滑な指定障害福祉サービスの適用を確保する事を目的として、生活介護、就労継続支援といった日中活動サービスの計画的な整備を行い、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように取り組んでいきます。

(2) 運営方針

個別支援計画を基本に利用者の障害に配慮した個別支援に努めます。就労継続支援「A型」事業所では一般就労が難しい知的障害のある方に、就労の機会を提供し活動を通じて知識・能力の向上のための支援を行います。

事業内容は『桧・杉』を主体にフローリング材・ピーリング材、丸太イスの製造・販売、薪割り束作製を行い、その過程で利用者、管理者及び職員が工賃アップに取り組み、他事例などの情報収集や行政からの支援策の有効活用を図り、工賃アップに向けて更なる取り組みを主体的に進めていきます。

また、生活介護事業所「四万十工房」は、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営む事ができるよう、日常生活介護と創作的活動または生産活動の機会を提供する中で、支援の充実を図ります。

2. 令和3年度の重点課題

(1) 利用者視点に立った支援を行う

利用者と生活支援員の安心感・共感に基づく信頼関係を作り、利用者の意志が反映された個別支援計画に基づいた支援を提供します。

(2) 虐待防止委員会を中心に虐待及び不適切支援防止の徹底

職員全員が虐待防止マニュアルを遵守し、虐待及び不適切支援防止に取り組んでいきます。また、支援困難事例などは、必要に応じて他事業所、他法人、関係機関にも協力を要請し、助言や指導を受けて対応します。

(3) 働きがいのある職場づくり

- ① 職員が提案や意見を述べやすいような環境をつくる。
- ② 職場での相談体制を構築する。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

送迎車

(令和4年3月車検、初年度登録平成13年3月30日、走行距離145,117Km)

(2) 工事関係

特になし

4. 利用者支援

(1) 就労継続支援A型事業所 四万十工房

フローリング等の建材部門は市場規模が縮小傾向であり成長の見通しが望めない中で、薪作業を取り入れることにより、利用者の工賃アップ(現在の工賃支給額は労基へ減額申請して平均 58,000 円、A型事業の全国平均 76,000 円)を目指します。A型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方」であり、個人の障害に配慮した個別支援計画に基づき生産 活動の機会等の提供を行い、職員の配置や状況により柔軟に対応できるようにします。

(2) 生活介護事業所 四万十工房

生活介護事業においては、外部の受託業務(市庁舎清掃作業、百円均一商材)と農福連携によるピーマン袋詰作業等をごり工房と共同して行い、ふれあいの場を提供し変化を持たせる工夫を行い、職員間の連携体制を整え、職員の配置や状況により柔軟に対応できるように努めます。また、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供を行い利用者支援に当たっては、個々の利用者に即した支援計画を策定し職員間の連携体制を整え、個人の障害に配慮した個別支援に努め、さらに自己選択・自己決定の力をつけるため、社会体験の場の提供等を図ります。

組織体制においては、管理マニュアルの整備やリスクマネジメントによる事故防止対策を組織的に取り組み、事故発生時に迅速な対応を行えるように致します。

【支援内容】

(1) 就労継続A型の日中活動(定員 10 名・現員 8 名)

営業時間	8:30～17:15
支援方針	就労の機会提供及び知識・能力向上の為に必要な支援を行う。
作業科目	● 原板仕入・原板乾燥 ● 塗装補助 ● 埋め木 ● エンドマッチ ● モルダー加工補助 ● 梱包 ● パテ・手直し ● 丸太椅子作製 ● サンダー加工補助 ● 薪割り束作業
製品 アイテム	● 『桧・杉』2m・3m・4m×108×15 フローリング材 ● 『桧・杉』2m×90×10 ピーリング材 ● 丸太椅子・直径 30 cm～34 cm×高さ 40 cm～50 cm
主な 得意先	龍馬市場、西部木材センター、高幡木材センター、高知木材センター、太洋木材、入交産業、ネクストオカモト、杉本住宅産業、(株)カツマジヤパン、池川木材工業 etc.
健康管理	健康診断(1 回/年)

(2) 生活介護事業所 四万十工房の目次活動

営業時間	8 : 30～16 : 30
支援方針	利用者一人ひとりの障害特性を考慮して、一人で出来る事を増やせるように支援する。
基本活動	(趣味活動) ● 創作活動、アート作品制作、ウォーキング、レクリエーション活動等 (作業科目) ● 市庁舎 5F トイレ清掃受託作業 ● 受託作業 (ポプリ、桧木材シール貼付等百均商材、配管部材並べ) ● 手芸(アクセサリー・キーホルダー等)作成 ● ピーマン袋詰、 以上簡単な作業を取入れる事で全員が作業に参加出来るようにする。作業時間の厳守など、作業への取り組み姿勢の向上を図る。
健康管理	内科検診 (1 回/年) 歯科検診 (1 回/年) 精神検診 (1 回/年)

5. 利用者状況（令和3年3月1日現在）

(1) 就労継続支援A型

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 定員・現員状況 | 定員：10 名
現員：8 名(男 7 名・女 1 名) |
| ② 利用者平均年齢 | 38.9 歳 (男性：37.7 歳 女性：47 歳) |
| ③ 平均障害支援区分 | 2.75 |

障害区分	男性	女性	合計
区分 6			
区分 5			
区分 4	4		4
区分 3	1	1	2
区分 2			
区分 なし	2		2
合 計	7	1	8

(2) 生活介護

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| ① 定員・現員状況 | 定員：10 名
現員：12 名(男 5 名・女 7 名) |
| ② 利用者平均年齢 | 42.2 歳 (男性：37.2 歳 女性：46.1 歳) |
| ③ 平均障害支援区分 | 3.67 |

障害区分	男性	女性	合計
区分 5	1	1	2
区分 4	1	3	4
区分 3	3	3	6
区分 2			
合 計	5	7	12

6. 職員体制

雇用体制	男性	女性	合計
正職員	2	1	3
臨時職員		1	1
継続雇用職員	3		3
パート職員		1	1
合計	5	3	8

(1) 職員配置状況

【A型就労】・・・法定支援員配置 7.5 : 1 必要配置人数 2.0 人

【生活介護】・・・法定支援員配置 6 : 1 令和2年度必要配置人数 1.9 人

職種	常勤	非常勤	兼務	合計	配置基準
管理者			1	1	1 (兼務)
サービス管理責任者	1			1	1
生活支援員	3			3	3
作業指導員	1			1	1
事務員	0.5			0.5	
看護師			1 (0.2)	1 (0.2)	1 (兼務)
調理員		0.5		0.5	
合 計	5.5	0.5	2	8	

※総職員数は管理者、事務員、看護師（パート）、調理員（パート）に上記の支援員を含めた職員の数。

(2) 職員勤務状況

職 名	勤務体制	勤務内容
管理者	兼務	施設及び事業所職員の勤務を一元的に統括する。
サビ管	常勤	就労A型と生活介護の兼務。個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等利用者支援に係る全般を統括する。
生活支援員	常勤	日中活動の支援計画に基づき支援の実施に関する事に従事する。
作業指導員	常勤	
看護職員	兼務	利用者の看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。
調理員	パート	献立に係る調理業務全般に従事する。
事務員	常勤	会計及び総務業務全般に従事する。

7. 虐待・事故・苦情等

(1) 虐待

虐待や不適切な対応を支援者側の思いで判断するものでなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか。また、ご家族や第三者が見てどのように思うかという事を、常に支援者側は振り返ることが必要で、権利擁護・虐待防止研修に参加していくと共に虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

- 事故報告 ・・・ 行政報告を伴う重大案件
- ヒヤリハット報告 ・・・ 行政報告は行わないが再発防止策などを検討
- 事故発生報告 ・・・ 軽微な事故も含めてケース会にて注意喚起を行い、再発の防止を行う。

(3) 苦情等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

窓口担当者	大崎 太郎（サービス管理責任者）
苦情解決責任者	島村 忠司（管理者）
第三者委員	大塚 和助（社会福祉法人一条協会 監事） 山沖 直樹（司法書士） 上田 宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日を除く開所日）
電話番号 F A X	0880-31-0446 0880-31-0447

8. 防災対策

別途定める防災マニュアルに基づき対応します。

実施月	参加者	内容
7月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・風水害訓練
9月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・通報訓練
1月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練
3月	利用者、職員、消防署	避難訓練・消火訓練

◆ その他の対策

① B C P（事業継続計画）

災害時の対応についてB C Pに沿って実施。必要に応じて修正変更を行う。

② 水害・土砂災害

水害・土砂災害に備え、要配慮者や利用施設に係る避難確保計画の見直し、作成を行う。

9. 実施行事予定

実施月	名称・内容等	場 所
4 月	お花見	香山寺
5 月	イチゴ狩り	イチゴハウス宿毛
6 月	スポーツ大会	市立安並スポーツセンター
7 月	アメゴ釣り	
8 月	川遊び&BB	蕨岡河川敷
9 月	遠足	
10 月	ピアふれあい	宿毛市総合運動公園
11 月	みかん狩り	
12 月	クリスマス会	四万十工房内
1 月	お正月遊び	四万十工房内
2 月	慰労会	四万十工房内
3 月	慰労会	四万十工房内

・令和3年度のピアふれあい（10月某日：宿毛市総合運動公園 幹事施設：宿毛育成園）

10. 研修・会議等

(1) 外部研修

支援サービスの充実を図る為の職員研修を予定していますが、コロナ感染症対策で変動があります。

実施月	実施主体	研修名
5 月	県社協	ケア基本セミナー「サービスの理解」
		新任研修 STEP1
		相談援助技術研修（基礎）
6 月	県社協	強度行動障害支援者養成基礎研修」
		新任職員研修 STEP1
	県福祉協会	施設長幹部職員研修会
	高知県	強度行動障害支援者養成基礎研修
7 月	日本福祉協会	知的障害関係職員研修 中四国大会
	県社協	初任者研修
		中堅研修ファーストステップ研修
8 月	県社協	新任研修 STEP2
		中堅研修ステップアップ研修
9 月	県社協	ケア基本セミナー
	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
		防災委員会
10 月	県社協	リスクマネジメント研修
		サビ管全体研修
	高知県福祉協会	職員研修会

実施月	実施主体	研修名
11 月	高知県	虐待防止に関する研修
		自閉症支援フォローアップ報告会
12 月	日本福祉協会	四国地区知的障害者施設職員研修
	県社協	労務管理研修
	高知県	サビ管研修(児童、生活、就労、地域)
1 月	高知県	虐待防止に関する研修
2 月	高知県福祉協会	全国知的障害者関係施設長研修会
		施設長幹部職員研修会
	高知県	強度行動障害支援者養成実践研修
3 月	県社協	新任研修 STEP3
	高知県	サビ管スキルアップ研修

(2) 会議

- 職員会議（毎月第 3 水曜日）
- ケース会議（毎月第 3 水曜日）
- 個別支援計画検討会議（8 月、2 月）

1 1. 今後の展望

【A型就労】

- ① 従来ルートの再発掘を行い、建材屋ルート、製材所ルート、市場ルート、工務店ルートなど系列化の中で関係性を築く。
- ② 前年度に続き、「四万十ヒノキ」ブランドを前面に出した展開を考えて、丸太イスや薪と共にエンドユーザーなどのネット通販に参画できる体制作りを行う。
- ③ 将来に向けて市場規模が縮小傾向であり成長の見通しが望めない中で、新規事業で収益を伸ばし、利用者の工賃アップ(現在の工賃支給額は労基へ減額申請して平均 58,000 円、A型事業の全国平均 76,000 円)を目指す。

【生活介護】

- ① 市庁舎清掃や各種下請け業務、農福連携作業に取り組んでいるが、利用者個々の適性に応じた業務内容を検討し、下請け業務の充実を図る。
- ② 日課の中にウォーキングを取り入れることにより、体力維持や心身の健康増進に努める。
- ③ 生産活動、創作活動、地域における活動を通じて社会との繋がりを感じられるよう、直接的、間接的社会参加を具現化する。

① 作業風景

(四万十工房薪作業)



写真 1 薪割り機



写真 2 在庫



写真 3 出荷準備

(丸太椅子・ディスプレイ台)



フローリング材手直し



令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：生活介護事業所 ごり工房

事業種名：生活介護事業

令和3年度 生活介護事業所 ごり工房 事業計画書

1. 事業の実施概要

(1) 事業目的

当事業所は、「障害のある人の自立した地域での生活」を実現する為に、日中活動サービスを行い、重度や障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営む事ができるよう、生活介護として創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(2) 運営方針

生活介護事業においては、個別支援計画を基本に利用者の障害に配慮した個別支援に努めます。また、自己選択・自己決定の力をつけるため、個々の趣味活動への支援や社会体験の場を提供し、自己決定支援へと繋げる努力を行います。

障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営む事ができるよう、日常生活介護と創作的活動または生産活動の機会を提供する事を目的とし、支援の充実に図りサービス提供を行います。

2. 令和3年度の重点課題

(1) 利用者視点に立った支援を行う

利用者と生活支援員の安心感・共感に基づく信頼関係を作り、利用者の意志が反映された個別支援計画に基づいた支援を提供します。

(2) 虐待防止委員会を中心に虐待及び不適切支援防止の徹底

職員全員が虐待防止マニュアルを遵守し、虐待及び不適切支援防止に取り組んでいきます。

また、支援困難事例などは、必要に応じて他事業所、他法人、関係機関にも協力を要請し、助言や指導を受けて対応します。

(3) 働きがいのある職場づくり

① 職員が提案や意見を述べやすいような環境をつくる。

② 職場での相談体制を構築する。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

特になし

(2) 工事関係

① 多目的室及び更衣室、相談室の増設工事

ごり工房 2 階部分の空スペースを活用して、創作活動、ミュージックケアやレクレーション・スペースとして利用者が一堂に利用できる多目的室及び更衣室、相談室の増設工事を行う。

② 汚物槽移設工事

現在、生活介護四万十工房内の汚物槽をごり工房工場トイレに移設する。

4. 利用者支援

生活介護事業においては、外部の受託業務（ゴルフボール洗浄作業、百円均一商材）と農福連携によるピーマン袋詰、蕁段ボール詰め作業等、ふれあいの場を提供し変化を持たせる工夫を行い、職員間の連携体制を整え、職員の配置や状況により柔軟に対応できるように努めます。また、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供を行い、個々の利用者に即した支援計画を策定し職員間の連携体制を整え、個人の障害に配慮した個別支援に努め、さらに自己選択・自己決定の力をつけるため、社会体験の場の提供等を図ります。

組織体制においては、管理マニュアルの整備やリスクマネジメントによる事故防止対策を組織的に取り組み、事故発生時に迅速な対応を行えるように致します。

【支援内容】

個別支援内容に基づいて、支援を実施します。その中で利用者やご家族とのご協力を基に一人ひとりが穏やかで、落ち着いた日中活動の支援を心掛けます。

● 生活介護日中活動

営業時間	8：30～16：30
支援方針	利用者一人ひとりの障害特性を考慮して、少しでも一人で出来る事を増やせるように支援する。
基本活動	(趣味活動) ● 創作活動、スピリットアート作品制作、ウォーキング、レクリエーション、リズム体操、ミュージックケア等 (作業科目) ● 農福連携事業（ピーマン・蕁のダンボール梱包等）、M作業 ● 端材を活用したアクセサリ・キーホルダー等グッズ作成 ● 「ケナフ」皮剥ぎ（2～3月） 以上簡単な作業を取入れる事で全員が作業に参加出来るようにする。 作業時間の厳守など、作業への取り組み姿勢の向上を図る。
社会生活・参加	● 作成した製品を「道の駅」「ホテル」など人の集まる場所に端材工作の販売・商品補充 ● ぼっち村と連携し、整容、挨拶等、基本的社会ルールを身につけてもらう。 ● 衛生・健康管理については、手洗い、うがいの見守り、必要に応じて正しいやり方を指導する。
健康管理	内科検診（2回/年）胸部レントゲン（1回/年） 歯科検診（1回/年）精神検診（1回/年）

5. 利用者状況（令和3年3月1日現在）

(1) 生活介護事業所 ごり工房

① 定員・現員状況

定員 20名

現員 19名(男14名・女5名)

② 利用者平均年齢

39歳（男性：40.3歳 女性：35.4歳）

③ 利用者状況 区分 平均障害支援区分 4.37 配置基準 5:1

障害程度区分	男性	女性	合計
区分 6	2	1	3
区分 5	2	1	3
区分 4	8	3	11
区分 3	2		2
区分 2			
合計	14	5	19

6. 職員体制

雇用体制	男性	女性	合計
正規職員	1	2	3
準職員			
臨時職員	1	1	2
パート職員		3	3
合 計	2	6	8

(1) 職員配置状況

【生活介護】・・・法定支援員配置基準 5:1 令和2年度必要配置人数 3.8人

職種	常勤	非常勤	兼務	合計	配置基準
管理者			1	1	1（兼務）
サービス管理責任者	1			1	1
生活支援員	3	0.5	0.5	4	4
事務員	0.5		0.5	1	
看護師			1（0.2）	1（0.2）	1（兼務）
調理員		0.5		0.5	
合 計	4.5	1.5	3.5	9.5	

※総職員数は管理者、事務員、看護師（パート）、調理員（パート）に上記の支援員を含めた職員の数。

(2) 職員勤務状況

職 名	勤務	勤務内容
管理者	兼務	施設及び事業所職員の勤務を一元的に統括する。
サビ管	常勤	個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等利用者支援に係る全般を統括する。
生活支援員	常勤	日中活動の支援計画に基づき支援の実施に関する事に従事する。
看護職員	兼務	利用者の看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。
調理員	パート	献立に係る調理業務全般に従事する。
事務員	パート	会計及び事務業務全般に従事する。

7. 虐待・事故・苦情等

(1) 虐待

虐待や不適切な対応を支援者側の思いで判断するものでなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか。また、ご家族や第三者が見てどのように思うかという事を、常に支援者側は振り返ることが必要で、権利擁護・虐待防止研修に参加していくと共に虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

- 事故報告 ・ ・ ・ 行政報告を伴う重大案件
- ヒヤリハット報告 ・ ・ ・ 行政報告は行わないが再発防止策などを検討
- 事故発生報告 ・ ・ ・ 軽微な事故も含めてケース会にて注意喚起を行い、再発の防止を行う。

(3) 苦情等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

窓口担当者	山本 さゆり（サービス管理責任者）
苦情解決責任者	島村 忠司（管理者）
第三者委員	大塚 和助（社会福祉法人一条協会 監事） 山沖 直樹（司法書士） 上田 宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日を除く開所日）
電話番号 F A X	0880-34-2711 0880-31-0447

8. 防災対策

別途定める防災マニュアルに基づき対応します。

実施月	参加者	内容
7 月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・風水害訓練
9 月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・通報訓練
1 月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練
3 月	利用者、職員、消防署	避難訓練・消火訓練

◆ その他の対策

① B C P（事業継続計画）

災害時の対応について B C P に沿って実施。必要に応じて修正変更を行う。

② 水害・土砂災害

水害・土砂災害に備え、要配慮者や利用施設に係る避難確保計画の見直し、作成を行う。

9. 実施行事予定

実施月	名称・内容等	場 所
4 月	お花見	岩崎公園
5 月	運動会	安並スポーツセンター
6 月	カラオケ&DVD鑑賞	ごり工房事業所内
7 月	草木染め&物づくり体験	ごり工房事業所内
8 月	川遊び&BB	伊才原河川敷
9 月	コスモス祭り	幡多総合運動センター
10 月	ピアふれあい 2 1	宿毛市総合運動公園
11 月	みかん狩り	竹島農園
12 月	クリスマス会	食堂
1 月	お正月遊び	ごり工房事業所内
2 月	豆まき	ごり工房事業所内
3 月	慰労会	高知方面

・令和 3 年度のピアふれあい（10 月某日：宿毛市総合運動公園 幹事施設：宿毛育成園。）

10. 研修・会議等

(1) 外部研修

支援サービスの充実を図る為の職員研修を予定していますが、コロナ感染症対策で変動があります。

実施月	実施主体	研修名
5 月	県社協	ケア基本セミナー「サービスの理解」
		新任研修 STEP1
		相談援助技術研修（基礎）
6 月	県社協	強度行動障害支援者養成基礎研修
		新任職員研修 STEP1
	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
7 月	日本福祉協会	知的障害関係職員研修 中四国大会
	県社協	初任者研修
		中堅研修ファーストステップ研修
8 月	県社協	新任研修 STEP2
		中堅研修ステップアップ研修
9 月	県社協	ケア基本セミナー
	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
		防災委員会
10 月	県社協	リスクマネジメント研修
		サビ管全体研修
	高知県福祉協会	職員研修会
11 月	高知県	虐待防止に関する研修
		自閉症支援フォローアップ報告会
12 月	日本福祉協会	四国地区知的障害者施設職員研修
	県社協	労務管理研修
	高知県	サビ管研修(児童、生活、就労、地域)
1 月	高知県	虐待防止に関する研修
2 月	高知県福祉協会	全国知的障害者関係施設長研修会
		施設長幹部職員研修会
	高知県	強度行動障害支援者養成実践研修
3 月	県社協	新任研修 STEP3
	高知県	サビ管スキルアップ研修

(2) 会議

- 職員会議（毎月第3水曜日）
- ケース会議（毎月第2火曜日）
- 個別支援計画検討会議（9月、3月）

11. 今後の課題

生活介護事業としての役割を果たす事を大前提として、利用者誰もが携われる作業を受託して利用者の出来る範囲を拡大するように取り組みます。

・ピーマン計量



・蕨の段ボール梱包



・ピーマンの袋詰め



・BOX製作



令和 3 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：共同生活援助事業所 ぼっちり村

事業種名：共同生活援助事業（介護サービス包括型）

令和3年度 共同生活援助事業所 ぼっちり村 事業計画

1. 事業の実施概要

(1) 事業目的

当事業所は、利用者が住み慣れた地域の中で、安心して心穏やかに暮らせることを目指します。

他の利用者との共同生活を行いながら、利用者の社会的自立に向けて必要に応じて、食事・入浴・排泄などの介護や相談を支援として提供します。

(2) 運営方針

- ① 本人の「思い」を尊重し、個々の能力や障害特性に考慮しながら、ニーズに基づいた個別支援計画を作成し、利用者主体の支援を目指す。
- ② リスクマネジメントとして、各種マニュアルの整備・見直しを行いながら事故防止を図り、事故発生時には迅速適切な対応ができるよう努める。
- ③ 職員研修などにより支援の質の向上を目指し、「利用者に選ばれる事業所」となるよう努める。

(3) 支援目標

- ① 「利用者主体の支援」を念頭に、個人の「思い」を尊重し、それぞれの「望む暮らしの実現」を目指す。
- ② 個々の能力や障害特性を考慮しながら、ニーズに基づいた個別支援計画を作成して、できる限りの支援を提供するとともに、社会的自立に向けて関係機関との連携・調整を図る。
- ③ 地域の中で社会生活を営むために、規則正しい生活リズムを基本とした健康的な暮らしの継続と、生活の質の向上に取り組む。
- ④ 身体状態、精神状態の些細な変化に気付くことができるよう、観察とコミュニケーションに努める。

2. 令和3年度の重点課題

(1) 利用者視点に立った支援

利用者と生活支援員の安心感・共感に基づく信頼関係を作っていきます。利用者の意思が反映された個別支援計画に基づいた支援を提供します。

(2) 虐待防止委員会を中心に虐待及び不適切支援防止の徹底

職員全員が虐待防止マニュアルを遵守し、虐待及び不適切支援防止に取り組んでいきます。また、支援困難事例などは、必要に応じて他事業所、他法人、関係機関にも協力を要請し、助言や指導を受けて対応します。

(3) 働きがいのある職場づくり

職員が意見や提案ができる環境整備を行い、意見箱の設置、「いつでも相談できる」、体制作りに努めます。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

古い家電製品等の買い替え

例：冷蔵庫・洗濯機・掃除機など

(2) 工事関係

内 容	備 考
あおい荘 配電盤	配電盤容量不足による改修
あおい荘 駐輪場	利用者が所有する自転車の安全管理

4. 利用者支援

地域の中で社会生活を営むために、規則正しい生活リズムを基本とし、健康な暮らしの継続と生活の質の向上に取り組みます。身体状態だけでなく、精神状態の些細な変化に気付くことができるよう、観察とコミュニケーションに努めます。

【支援内容】

①食事提供支援	平日（通所開所日）朝・夕 休日（通所閉所日） 朝・昼・夕
②環境整備	① 各ホームの居室及び共有スペースの整理・清掃の支援 ② 各利用者の私物（衣類など）の確認・管理及び処分などの支援 ③ 利用者に対する環境整備の意識付け・スキル習得への支援 ④ 感染症予防対策
③健康管理支援	① 健康状態のチェック ② 生活習慣病の予防・・・注意喚起・受診勧奨・食事調整 ③ 病院受診・通院支援と静養時の支援 ④ 感染症予防対策 ⑤ 看護師による健康管理についての助言・指導
④相談・ 助言支援	① 社会生活上の法令遵守と共同生活におけるルールとマナー ② 体調管理 ③ 対人関係の不安や悩み ④ 将来の進路
⑤余暇支援	① 散歩や運動の同行支援 ② 外食支援 ③ 買い物同行支援・代行支援 ④ 地域行事への参加調整 ⑤ イベント・行事などの企画・運営
⑥金銭出納支援	共同生活援助サービスに係る費用や、その他の費用（小遣いなど）の金銭管理
⑦家族支援	① 本人及び家族のニーズの把握 ② 帰省の連絡調整（週末・年末年始・GW・盆など） ③ 必要事項の連絡・報告
⑧緊急時支援	緊急時は「緊急時対応マニュアル」に基づき対応

5. 利用者状況（令和3年3月1日 現在）

- (1) 利用者定員・現員 総定員：44名 （8ホーム合計）
 現 員：39名 （男性：26名 女性：13名）
 ※各ホーム5名定員、総定員数40名に向けて調整中
- (2) 利用者平均年齢 41.62歳 （男性：40.04歳 女性：44.77歳）
- (3) 入退去予定 退去1名（10月以降予定） 入居2名（4月以降予定）
- (4) 各ホームの状況

ホーム名	障害支援区分							平均年齢
	1	2	3	4	5	6	平均	
ひかり荘		2	2	1			2.8	39.80歳
のぞみ荘			2	3	1		3.8	42.00歳
こだま荘		2	2	1			2.8	46.20歳
やまびこ荘			1	3	1		4.0	34.60歳
とき荘			1	2			3.7	56.33歳
いちご荘				4	1		4.2	37.20歳
うさぎ荘			2	2	1		3.8	41.20歳
あおい荘		3	2				2.4	40.00歳
男性利用者	0	4	7	12	3	0	26名	40.04歳
女性利用者	0	3	5	4	1	0	13名	44.77歳
合計	0	7	12	16	4	0	39名	41.62歳

(5) 利用者通所・就労状況

ホーム名	生活介護	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	一般就労
ひかり荘	1名	1名	1名	警備会社1名・清掃業1名
のぞみ荘	6名			
こだま荘	1名	2名		清掃業1名・塗装業1名
やまびこ荘	5名			
とき荘	3名			
いちご荘	4名	1名		
うさぎ荘	4名			ハウスキーパー 1名
あおい荘	1名	1名		ハウスキーパー 3名
合計	25名	5名	1名	8名
	39名			

6. 職員体制

(1) 雇用形態

【職員体制】

雇用形態	女 性	男 性	合 計
正職員	1	1	2
臨時職員（世話人・生活支援員）	4	0	4
継続雇用職員（世話人・生活支援員）	7	1	8
パート職員（世話人・生活支援員）	3	2	5
合 計	15	4	19

(2) 職員配置状況

サ ビ 管 : 30 : 1 1.5 人

世 話 人 : 配置基準 6.74 人

生活支援員 : 配置基準 4.37 人

職 種	常 勤	非常勤	兼 務	合 計	配置基準
管理者			1	1	1（兼務）
サービス管理責任者	1		0.5	1.5	1.5
世話人	7	0.5		7.5	6.74
生活支援員	2	2.1	0.5	4.6	4.37
合 計	10	2.6	2	14.6	

※岩田地区の大規模住宅減算対象を回避するためうさぎ荘は別建ての勤務体制

世 話 人 : 配置基準 1.14 人

生活支援員 : 配置基準 0.88 人

職 種	常 勤	非常勤	兼 務	合 計	配置基準
世話人	1	0.3		1.3	1.14
生活支援員	1			1	0.88
合 計	2	0.3		2.3	

※合计数に管理者を含む

(3) 職員勤務状況

勤務場所	ホーム名	勤務内容
市 内	ひかり荘 こだま荘 あおい荘	世話人（開所日） 5:30 ～ 8:00 16:00～20:00 （閉所日） 10:00 ～ 13:00 14:30～18:00
		生活支援員
		代替世話人 世話人に準ずる
		日 勤 9:00 ～ 16:30
岩田地区 （のぞみ荘含む）	やまびこ荘 とき荘 いちご荘 うさぎ荘 のぞみ荘 （市内）	世話人（開所日） 6:00 ～ 8:30 16:00～20:00 （閉所日） 6:00 ～ 13:15 12:45～20:00
		生活支援員
		代替世話人 世話人に準ずる
		日 勤 9:00 ～ 16:30
ぼっちり村 事務所		サービス管理責任者 8:30 ～ 17:30 生活支援員 8:30 ～ 17:30
※各ホーム世話人は常勤で配置。		

7. 虐待・事故・苦情等

(1) 虐待

虐待や不適切な対応を支援者側の思いで判断するものでなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか。また、ご家族や第三者が見てどのように思うかという事を、常に支援者側は振り返ることが必要で、権利擁護・虐待防止研修に参加していくと共に虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

- 事故報告 ・・・ 行政報告を伴う重大案件
- ヒヤリハット報告 ・・・ 行政報告は行わないが再発防止策などを検討
- 事故発生報告 ・・・ 軽微な事故も含めてケース会にて注意喚起を行い、再発の防止を行う。

(3) 苦情等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

窓口担当者	畑中 基（サービス管理責任者）
苦情解決責任者	島村 忠司（管理者）
第三者委員	大塚 和助（社会福祉法人一条協会 監事） 山沖 直樹（司法書士） 上田 宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く開所日）
電話番号 F A X	0880-34-9380 0880-34-5880

8. 防災訓練

実施月	内 容
7 月	地震・火災想定避難訓練 初期消火訓練（消防立会い）
9 月	地震・風水害想定避難訓練
1 月	地域別合同防災訓練（地域） 初期消火訓練
3 月	地震・火災想定避難訓練 初期消火訓練

※岩田地区以外のホームは同時期内に各ホームで同じ想定で訓練を実施します。

9. 避難場所

岩田地区4ホーム （やまびこ荘・とき荘・いちご荘・うさぎ荘）	ごり工房2階食堂 利岡小学校・岩田地区集会所
ひかり荘	具同小学校・防災センター
のぞみ荘・あおい荘	中村小学校・市役所
こだま荘	南小学校

10. イベント行事

実施月	予 定	場 所	参加者
4 月	四万十川リバーサイドフルウォーク	四万十市内	希望者
5 月	高知県障害者スポーツ大会	春野総合運動公園	希望者
6 月	四万十市一斉清掃	岩田地区	希望者
8 月	ぼっち村 BBQ	岩田地区	希望者
10 月	ピアふれあい 21	宿毛市総合運動公園	希望者
11 月	ゆうあいスポーツ四国大会	愛媛県	希望者
12 月	ぼっち村忘年会	四万十市内飲食店	希望者
2 月	豆まき	岩田地区	希望者

11. 研修・会議等計画

(1) 研修

支援サービスの充実を図る為の職員研修を予定していますが、コロナ感染症対策で変動があります。

実施月	実施主体	研修名
5 月	高知県社協	新任職員研修 STEP1
6 月	高知県社協	新任職員研修 STEP2
	高知県知的障害者福祉協会	施設長幹部職員研修会
7 月	日本知的障害者福祉協会	知的障害関係職員研修 中四国大会
8 月	高知県社協	中堅職員ステップアップ研修
9 月	高知県知的障害者福祉協会	施設長幹部職員研修会
10 月	高知県社協	サビ管全体研修
	高知県知的障害者福祉協会	職員研修会
11 月	高知県	虐待防止に関する研修
12 月	高知県社協	労務管理研修
	日本知的障害者福祉協会	四国地区知的障害者施設職員研修
1 月	高知県	虐待防止に関する研修
2 月	高知県知的障害者福祉協会	施設長幹部職員研修会
3 月	高知県社協	新任職員研修 STEP 3

(2) 会議

ぼっち村職員会	毎月	25 日を目安 8:30 より
岩田地区職員会	毎月	毎月第 3 水曜日
ケース検討会議	適宜	必用に応じて随時
岩田地区運営会議	毎月	第 1 水曜日 管理者・主任・サビ管
個別支援計画検討会議	年 2 回	8 月・2 月を目安 (必要に応じて随時)

1 2. 関係機関及び地域との連携

(1) 行政機関（各市区町村役場・福祉事務所など）との連携

障害支援サービスに係ることについて、地域で利用者が生活するにあたり必要な手続きなど、必要に応じて情報共有等の連携しながら対応するようにしていきます。

(2) 医療機関（病院など）との連携

利用者の健康状態に応じて外来受診、定期通院、薬剤管理、入院対応等を行っていき、医療機関とはその都度、必要に応じて情報共有等の連携しながら対応するようにしていきます。

(3) 消防・警察との連携

南海トラフ地震をはじめ想定される様々な災害に対する防災訓練への協力要請、緊急時の対応指示、救急搬送等の要請など、必要に応じて情報共有等の連携しながら対応するようにしていきます。

また、防犯・交通ルールについても指導要請や、注意喚起等の協力要請とともに、利用者不明時の捜索等についても同じく連携しながら対応するようにしていきます。

(4) 地域との連携

各地区総会、清掃活動、地区合同地震防災訓練、ボランティア活動など地域行事にはできる限り参加し、地域住民との交流を図るとともに、同じ地域住民として存在を知ってもらえる関係づくりに努めます。

1 3. 今後の課題

令和3年度中に運営実態の改善を行います。

(1) 夜間支援体制について

現状：岩田地区は支援員2名、2勤2休の勤務体制。毎日19:00～6:00支援を実施。

その他の地区は支援員2名、月間25日程度19:00～24:00支援を実施。

※支援員が不足（募集中）。異性利用者の介護に入れないなどの問題あり。

計画：全グループホームを365日19:00～6:00の夜間支援体制を整備する。

（男性2名、女性2名の体制づくり）

(2) グループホームの編成について

- ① 各ホームの利用者を5名に調整します。また利用者の特性及び利用者間のトラブル解消のために利用者のホーム替えを行います。

とき荘：いちご荘とこだま荘から1名ずつ異動し、5名へ

のぞみ荘：こだま荘に2名異動 新規利用者1名入居（調整中）で5名へ

こだま荘：とき荘に1名、いちご荘に1名異動 のぞみ荘から2名異動で5名へ

いちご荘：とき荘に1名異動 こだま荘から1名異動で5名へ

(3) 職員配置について

- ① 岩田地区の入居実数は18名で、令和3年度中に20名の予定ですが、定員が23名であり、大規模住居減算に該当するため、現行通りうさぎ荘の勤務体制を別建てするとともに、うさぎ荘、やまびこ荘の定員変更、運営規定の変更などの調整をする。令和3年度で利用実績が5人となり、令和4年度には各ホーム5名定員として大規模住宅減算の対象外となる。

- ② 職員の高齢化、支援の質の担保、夜間支援体制確立後の生活支援員の配置基準などの課題があり、各ホームの支援の平準化と支援の質の向上を目的として世話人のホーム替えを行う。